

○北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する指導要綱

令和元年8月16日

告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例(令和元年北杜市条例第1号。以下「条例」という。)及び北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例施行規則(令和元年北杜市規則第7号)に定めるもののほか、太陽光発電設備と自然環境の調和に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、条例の例による。

(届出の変更等)

第3条 廃止前の北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱(平成26年北杜市告示第75号。以下「旧要綱」という。)に基づき北杜市太陽光発電設備設置(計画)の届出を行った者(以下「既設事業者」という。)は、太陽光発電設備(以下「発電設備」という。)を変更しようとするときは、北杜市太陽光発電設備設置変更届出書(別記様式)を市長に提出するとともに当該発電設備を条例第10条第1項の許可基準に適合するよう努めるものとする。

(遵守事項)

第4条 事業者、既設事業者及び発電設備の所有者(以下「事業者等」という。)は、発電設備の設置及び変更に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条に規定する自家用電気工作物に該当する場合は、同法に基づく所定の手続を行うこと。
- (2) 事業区域に建築物の新築、増築及び改築を行おうとするときは、建築行為に着手する30日前までに、北杜市まちづくり条例(平成23年北杜市条例第2号)第17条に基づく建築計画届出書を提出することとし、建築行為に着手するまでに建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく手続を行うこと。
- (3) 北杜市景観条例(平成23年北杜市条例第3号)第18条に該当する行為を行おうとするときは、同条例第19条の規定に基づき市長に届出を行うこと。

- (4) 地域森林整備計画の対象となっている民有林を事業区域として、開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者で、その規模が1万平方メートルを超えるものは、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づく開発の許可を得ること。
- (5) 森林法第10条の8第1項の規定により、立木を伐採するときは、伐採しようとする日の前90日から30日までの間に届出書を提出すること。
- (6) 事業区域に建築物がある1,000平方メートル以上の土地を一体利用する場合は、北杜市まちづくり条例第21条第1項に基づく開発協議、3,000平方メートル以上1万平方メートル未満の場合は、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和48年山梨県条例第6号）第9条第1項に基づく設計の確認、1万平方メートル以上の場合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項に基づく開発の許可を得ること。
- (7) 事業区域が農用地又は事業区域の一部に農用地が含まれているときは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定される農用地区域から除外すること。
- (8) 事業区域が農地又は事業区域の一部に農地が含まれるときは、農地法（昭和27年法律第229号）に規定する農地転用の許可を得ること。
- (9) 事業区域において土砂の造成、埋立てを行う場合は、北杜市土砂の埋立て等の処理に関する指導要綱（平成22年北杜市告示第11号）第5条第1項に規定する事前協議を行うこと。ただし、同要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (10) 事業区域において、土地の掘削その他の土地の形質の変更で、その規模が3,000平方メートル以上となる場合は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項の規定により、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに山梨県知事に届け出ること。ただし、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第25条各号に該当する場合は、届出を要しない。
- (11) 事業者等は、事前にその事業区域が埋蔵文化財の包蔵地であるかの確認を行うこととし、埋蔵文化財の包蔵地である場合には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する事前の届出等を行うこと。

- (12) 事業区域が、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項に規定する騒音について規制する地域として指定されている場合において、特定建設作業（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第2条別表第2に掲げる作業）を行う場合は、当該特定建設作業を開始する日の7日前までに市長に届出を行うこと。
- (13) 事業区域が、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項に規定する振動について規制する地域として指定されている場合において、特定建設作業（振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）第2条別表第2に掲げる作業）を行う場合は、当該特定建設作業を開始する日の7日前までに市長に届出を行うこと。
- (14) 事業区域への取付道路など市道又は法定外公共物の形状を変更する場合には、市道にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第24条、法定外公共物にあつては、北杜市法定外公共物管理条例（平成16年北杜市条例第232号）第4条に規定する道路管理者の承認又は市長の許可を受けることとし、河川区域及び河川保全区域において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する場合には河川法（昭和39年法律第167号）第25条から第27条までに規定する河川管理者の許可を受けること。
- (15) 事業区域及び事業区域外の道路又は法定外公共物において、発電設備を電力会社の電力系統に接続するために、電柱、送電線その他の工作物を設け、継続して使用しようとする場合は、道路法第32条又は北杜市法定外公共物管理条例第4条に規定する道路管理者又は市長の許可を受けることとし、河川区域内の土地を占用しようとする場合は、河川法第24条に規定する河川管理者の許可を受けること。
- (16) 事業区域内の土地が、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成24年山梨県条例第75号）第21条第1項に規定する水源地域内の土地である場合において、当該土地について同条例第22条に規定する所有権等の移転又は設定をしようとするときは、当該所有権等の移転又は設定に係る契約を締結しようとする日の30日前までに山梨県知事に届け出ること。
- (17) 事業区域が、地域森林整備計画の対象となっている民有林である場合は、

新たに当該森林の土地の所有者となった事業者等は、所有者となった日から90日以内に森林法第10条の7の2の規定に基づき市長に届出書を提出すること。

(18) 法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画が同条第3項の規定により経済産業大臣の認定を受けている場合は、当該認定を受けた内容及び事業計画策定ガイドライン（平成29年3月資源エネルギー庁策定）を遵守すること。

(19) その他関係法令及び条例がある場合は、適用の有無を確認すること。

(事業者等の責務)

第5条 前条及び条例に規定するもののほか、事業者等は発電設備の設置及び管理に当たって、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

(報告)

第6条 市長は、事業者等が発電設備の設置及び変更に当たり、第4条各号（同条第18号を除く。）に掲げる法令に基づく許認可を受けていない場合又は届出等が受理されていない場合は、当該事項を国の行政機関等に報告することができる。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に設置した発電設備であって、旧要綱第3条第1項に規定する届出を行っていない者に係る同項の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

(北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の廃止)

3 北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱（平成26年北杜市告示第75号）は、廃止する。

別表（第5条関係）

事業者等の責務	具体的事項
<p>(1) 事業区域の周辺住民に対して事業内容の周知に努めること。また、事業区域の周辺住民との協調に努めること。</p>	<p>ア 事業区域の周辺住民に対して事業内容の説明及び周知を行うこと。</p> <p>イ 説明を行うに当たっては、事業内容及び本表第2号から第8号までに掲げる事業者等の責務に関する具体的事項に対する取組について説明すること。</p> <p>ウ 事業区域の周辺住民と適切な意思疎通を図るとともに、事業内容について理解が得られるよう努めること。</p> <p>エ 事業区域の周辺住民から苦情が寄せられた場合は、速やかに適切な対応をとること。</p>
<p>(2) 土砂の流出及び水害の防止に努めること。</p>	<p>ア 土地の形質変更は最小限にとどめること。</p> <p>イ 雨水を敷地内で処理できる対策（調整池、地下浸透施設等の設置）をとること。</p> <p>ウ 土砂の流出を防止する対策（溝、土留等の設置）をとること。</p> <p>エ その他利用する土地の形状、形質に対応した適切な対策をとること。</p>
<p>(3) 市の自然環境、風景及び風土を重視し、これらの環境と共生するよう努めること。</p>	<p>ア 尾根線上又は高台への設置は避けること。</p> <p>イ 発電設備及びこれに付随する施設（フェンス等）は、隣地境界からできるだけ後退すること。特に、道路及び住宅に隣接する箇所については、適度な離隔距離を確保して設置すること。</p>

	<p>ウ 隣地境界の立木は極力残すものとし、伐採する場合は隣地境界周辺に植栽を行うこと。特に、道路及び住宅に隣接する箇所については、植栽により遮蔽を行うこと。</p> <p>エ 事業区域の隣接に既設の発電設備がある場合は、条例第22条の規定に適合するよう努めるとともに、既設発電設備との統一感を考慮して設置すること。</p>
<p>(4) 事業者等以外の者が容易に立ち入らないようフェンス等を設置すること。</p>	<p>ア 全ての発電設備において、安全対策として事業者等以外の者が立ち入らないようフェンス等を設置すること。</p> <p>イ フェンス等の色彩は、設置する周辺の環境に応じて、ダークブラウン、グレー、ベージュ等の低明度かつ低彩度色を基本とすること。</p>
<p>(5) 事業区域又はその周辺の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう発電設備の名称、設置場所及び発電設備出力並びに事業者等の名称及び連絡先の表示に努めること。</p>	<p>ア 敷地内入口付近の第三者から確認しやすい場所に、表示板を設置すること。</p> <p>イ 表示板の色彩は、設置する周辺の環境に応じて、低明度かつ低彩度色を基本とすること。</p>
<p>(6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮するよう努めること。</p>	<p>周辺環境への影響を考慮し、除草剤、殺虫剤その他の薬剤は、原則使用しないよう努めること。やむを得ず使用する場合は、薬剤等が隣接地へ飛散しないよう確実な措置をとること。</p>
<p>(7) 天災、人災その他の事由により発電設備が破損した場合は、十分な措置を講じるよう努めること。</p>	<p>ア 事業区域外へ被害が及ぶ場合は、事業区域の周辺住民へ周知を行い、被害を最小にとどめること。</p>

	<p>イ 破損し使用不能となった発電設備等は、放置せず廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき産業廃棄物として速やかに適正な処理を行うこと。</p>
<p>(8) 発電設備を廃止したときは、速やかに撤去し、適正な処分を行うこと。</p>	<p>発電設備を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）その他関係法令に基づき、速やかに撤去し、適正な処分を行うこと。</p>